

# 一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団職員給与規程

制 定 平成 3 年 1 2 月 7 日 規程第 8 号  
最近改正 令和 7 年 9 月 2 5 日 規程第 3 号

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団職員就業規則（以下「規則」という。）第 28 条の規定に基づき、規則第 2 条に規定する職員（嘱託員を除く。以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (給 与)

第 2 条 この規程において給与とは、給料、役付手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、処遇改善手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいう。

## (給 料)

第 3 条 給料は、規則第 31 条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、その職務の内容、責任の軽重、労働環境その他勤務時間に関する条件に応じたものでなければならない。

## (職務の等級及び給料表)

第 4 条 職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が定める。

2 給料表は別表第 1 のとおりとする。

## (初任給の基準)

第 5 条 新たに職員（規則第 12 条の 2 の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）を除く。以下次条において同じ。）となった者の等級及び号給は、別表第 2 のとおりとする。ただし、前歴を有する職員の採用については、経験年数又は能力を考慮して前条に規定する給料表により理事長が定める。

## (昇給)

第 6 条 職員の昇給は、次条で定める日に、同日前 1 年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数は別表第 4 に定める基準に従い決定するものとする。

3 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号給を超えて行うことができない。

4 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

## (再雇用職員の給料月額)

第 6 条の 2 再雇用職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日（以下「特定日」という。）に当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定により算出した給料月額が 206,900 円に達しない場合の給料月額は、206,900 円とする。ただし、特定日における当該職員の属する職務の等級及び当該職員の受ける号給に応じた額が 206,900 円に満たない場合は、その額とする。

3 再雇用職員のうち、規則第 12 条の 3 に定める短時間勤務の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、その者の勤務時間を規則第 31 条第 1 項で定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給の時期)

第7条 第6条の規定による昇給の時期は、4月1日とする。

(給料の支給期日)

第8条 給料は毎月1回、その月の15日にその月の全額を支給する。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下日曜日等)という。」に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日を支給日とする。

2 職員が退職又は死亡したときは、前項の規定にかかわらず、支給期日前に支給することができる。

3 災害その他特別の事情があるときは、支給期日を変更することができる。

(給料支給の始期及び終期)

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を日割によって支給する。ただし、退職した者が退職した日に再び職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、職員が死亡したときは、その日の属する月の給料の全額を支給する。

3 第1項及び前項本文の規定による日割計算は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として行う。

(役付手当)

第10条 管理又は監督の地位にある職員については、その業務の特殊性に基づき、役付手当を支給する。

2 前項の役付手当を支給する職員の範囲及び月額は、次の各号のとおりとする。

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| (1) 施設管理者         | 月額 65,000 円 |
| (2) 事務局長          | 月額 60,000 円 |
| (3) 次長又は次長相当職     | 月額 55,000 円 |
| (4) 課長又は課長相当職     | 月額 50,000 円 |
| (5) 課長代理又は課長代理相当職 | 月額 40,000 円 |
| (6) 係長又は係長相当職     | 月額 15,000 円 |

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他の生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 身体又は精神に著しい障害のある者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については、13,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については、1人につき6,000円とする。ただし、扶養親族のうち2人までについては、それぞれ6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)とする。

4 扶養親族たる子のうち15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(地域手当)

第 12 条 地域手当は、職員に対して給料、役付手当（第 10 条第 2 項第 5 号の手当を除く。）及び扶養手当の月額合計額に 100 分の 12 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（住居手当）

第 13 条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1）自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（1）前項第 1 号に掲げる職員で月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 18,000 円を控除した額

（2）前項第 1 号に掲げる職員で月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 10,000 円を超えるときは、10,000 円）に 5,000 円を加算した額

3 前項の規定にかかわらず、新たに職員として採用することとなった日の属する年に大学、短期大学又は専修学校等を卒業した職員であって、採用日の前日において満年齢が 24 歳以下であり、かつ、当該在学中の住所地が吹田市介護老人保健施設を中心に半径 100 k m 以上離れた場所にあった者に対する住居手当の月額は、家賃の全額（家賃の額が 50,000 円を超えるときは、50,000 円）を採用した日の属する月から 36 箇月を超えない期間について、支給することができる。ただし、一親等の血族の住所地が吹田市介護老人保健施設を中心に半径 60 k m 以内にある者は除く。

4 前 3 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第 14 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1）通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）

（2）通勤のため自動車その他理事長が特に承認する交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（3）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

（4）前各号のほか、徒歩により通勤する職員

2 通勤手当の額は、6 箇月を超えない範囲内で、月の 1 日からその月以後の月の末日までの期間として理事長が定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

（1）前項第 1 号に掲げる職員 理事長の定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（支給対象期間内にその月に係る運賃等相当額が 55,000 円を超える月があるときは、当該月に

係る運賃等相当額を 55,000 として算出した額を限度とする。)

- (2) 前項第 2 号に掲げる職員 次の掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（再雇用短時間勤務職員のうち、1 箇月当たりの通勤回数を考慮して理事長が定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5 キロメートル未満である職員 2,000 円

イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4,100 円

ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 6,500 円

エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 8,900 円

オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 11,300 円

カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 13,700 円

キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 16,100 円

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 18,500 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 20,900 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 21,800 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 22,700 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 23,600 円

ス 使用距離が 60 キロメートル以上である職員 24,500 円

- (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長の定める区分に応じ、前 2 号に定める額（支給対象期間内にその月に係る前 2 号に定める額が 55,000 円を超える月があるときは、当該月に係る前 2 号に定める額を 55,000 として算出した額を限度とする。）、第 1 号に定める額又は前号に定める額

- 3 前 2 項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（特殊勤務手当）

第 15 条 職員が特殊勤務に従事し、その勤務に対する給与について、特別の考慮を必要とする場合において、これを給与に組み入れることが困難又は不適當な事情があるときは、勤務の特殊性に応じ特殊勤務手当を支給することができる。

- 2 前項の特殊勤務手当の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設従事者特殊勤務手当

- 3 前項各号に掲げる特殊勤務手当の額は、別表第 3 のとおりとする。

- 4 前 3 項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（処遇改善手当）

第 15 条の 2 処遇改善手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（時間外勤務手当）

第 16 条 正規の勤務時間外、又は休日に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 20 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした本条第 3 項、第 4 項に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 2 再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が常勤の職員の 1 日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用につ

いては、同項中「正規の勤務時間外にした本条第 5 項、第 6 項に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で理事長が定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、あらかじめ規則第 31 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間を超えて同条の規定による勤務を要しない日に規則第 33 条第 1 項の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間（理事長が定める時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 再雇用短時間勤務職員が週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が常勤の職員の 1 週間の勤務時間に達するまでの間の勤務に対しては、前項の規定は適用しない。

5 正規の勤務時間が割り振られた日（正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

6 前項に掲げる勤務以外の勤務

7 施設管理者、事務局長、課長及び課長代理（これらに相当する職員を含む。）については別に定めるもののほか、前項の規定は適用しない。

8 前 7 項に規定するもののほか、時間外勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。（夜間勤務手当）

第 17 条 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

（宿日直手当）

第 18 条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき 5,100 円を超えない範囲内において、理事長が定める額を宿日直手当として支給する。

（端数計算）

第 19 条 第 16 条及び第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 125、100 分の 150、又は 100 分の 100、100 分の 25 の額並びに第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を計算する場合において、当該額に、1 円未満の端数が生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

2 第 16 条、第 17 条及び第 21 条の規定による算定の基礎となる時間数は、その月の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとの全時間数）によって計算するものとする。

（勤務 1 時間当たりの給与額の算出）

第 20 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに処遇改善手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第 21 条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除くほかその勤務しない 1 時間につき第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（病気休暇の場合）

第 22 条 職員が負傷（業務上の負傷又は通勤による負傷を除く。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して、90 日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を支給する。

（期末手当）

第 23 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 23 条の 3 まで及び附則第 2 項第 3 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して 30 日を超えない範囲内において理事長が別に定める日（次条及び第 23 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは規則第 5 条第 1 号に該当して規則第 14 条の 2 の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 110 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月以内 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 4 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月以上 4 箇月未満 100 分の 40
- (5) 2 箇月以上 3 箇月未満 100 分の 20
- (6) 1 箇月以上 2 箇月未満 100 分の 10
- (7) 1 箇月未満 零

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 110」とあるのは、「100 分の 55」とする。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。附則第 2 項第 3 号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 給料表の職務の等級が 6 等級以上である職員（再雇用職員を除く。）については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 100 分の 20 を超えない範囲で職務の等級等に応じて理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

6 第 2 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

7 生計費の状況等にかんがみ、理事長が必要と認めるときは、第 2 項の規定による割合を変更することができる。

第 23 条の 2 次の各号のいずれかに該当するものには、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に規則第 43 条第 1 号の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に規則第 14 条の 2 の規定により失職した職員（規則第 15 条第 1 項に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第 1 項の規定により、期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられたもの

第 23 条の 3 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められ

ているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 2 項第 3 号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して 1 年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものでない。

4 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。  
(勤勉手当)

第 24 条 勤勉手当の額は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条及び附則第 2 項第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前 2 年の期間内において別に定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して 30 日を超えない範囲内において理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは規則第 5 条第 1 号に該当して規則第 14 条の 2 の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に理事長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 40 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 40」とあるのは、「100 分の 20」とする。

4 第 23 条第 4 項及び第 5 項の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項」とあるのは、「第 24 条第 4 項において準用する前項」と読み替えるものとする。

5 第 23 条の 2 及び第 23 条の 3 の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 23 条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは「第 24 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 24 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

6 第 2 項の割合は、第 1 項の規定による期間における職員の勤務期間による割合と勤務成績による割合とを考慮して理事長が定める。

(役付手当等の支給期日)

第 25 条 扶養手当、地域手当、処遇改善手当は給料の支給方法に準じ第 8 条に規定する給料の支給期日に当月分を支給する。

2 住居手当、通勤手当は給料の支払い方法に準じ別に定める日に支給する。

3 役付手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における別に定める日に支給する。

（休職者の給与）

第 26 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、規則第 8 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職になったときは、休職の期間中給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患により、規則第 8 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職になったときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により、規則第 8 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職になったときはその休職の期間が満 1 年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 職員が規則第 8 条第 2 号に掲げる事由に該当して休職になったときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 第 2 項及び第 3 項に規定する職員が当該各号に規定する期間内で第 23 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは規則第 5 条第 1 号に該当して規則第 14 条の 2 の規定により失職し、又は死亡したときは、第 23 条第 1 項の規定により理事長が別に定める日に期末手当を支給することができる。

6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については第 23 条の 2 及び第 23 条の 3 の規定を準用する。この場合において、第 23 条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは「第 26 条第 5 項」と読み替えるものとする。

（退職手当の受給者）

第 27 条 職員が退職した場合にはその者に、死亡した場合にはその遺族に退職手当を支給する。ただし、規則第 44 条の第 4 号の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者には、これを支給しない。

（一般の退職手当）

第 27 条の 2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 31 条まで及び第 32 条から第 32 条の 3 までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 32 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第 28 条 次条又は第 30 条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 100
- (2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 110
- (3) 16 年以上 20 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- (4) 21 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200
- (5) 26 年以上 30 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 160
- (6) 31 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 120

2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対

する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1 年以上 10 年以下の者 100 分の 60
- (2) 勤続期間 11 年以上 15 年以下の者 100 分の 80
- (3) 勤続期間 16 年以上 19 年以下の者 100 分の 90

(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第 29 条 11 年以上 25 年未満の期間勤続し、退職した者（規則第 12 条第 2 号により退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。）又は 25 年未満の期間勤続し、定員の減少若しくは組織の改廃（次条第 1 項に規定する定員の減少及び組織の改廃を除く。）により退職した者であって理事長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125
- (2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5
- (3) 16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

2 前項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続し、通勤による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第 30 条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であって理事長の承認を得たもの、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は 25 年以上勤続し、退職した者（規則第 12 条第 2 号により退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150
- (2) 11 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165
- (3) 26 年以上 34 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 180
- (4) 35 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 105

2 前項の規定は、25 年以上勤続し、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第 30 条の 2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定され、又はこれに準ずる給与に関する規定が定められた場合において、当該規程又は規定による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本

額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額に退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第31条 第30条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上あり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定           | 読み替えられる字句   | 読み替える字句                                                                                                                   |
|-------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第30条第1項           | 退職日給料月額     | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額                                   |
| 第30条の2<br>第1項第1号  | 及び特定減額前給料月額 | 並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額                            |
| 第30条の2<br>第1項第2号  | 退職日給料月額に、   | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、                                 |
| 第30条の2<br>第1項第2号イ | 前号に掲げる額     | その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 |

(退職手当の基本額の最高限度額)

第32条 第28条から第31条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第32条の2 第30条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第30条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第32条の3 第31条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定         | 読み替えられる字句             | 読み替える字句                                                                                           |
|-----------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 32 条          | 第 28 条から第 30 条まで      | 第 31 条の規定により読み替えて適用する第 30 条                                                                       |
|                 | 退職日給料月額               | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額     |
|                 | これらの                  | 第 31 条の規定により読み替えて適用する第 30 条の                                                                      |
| 第 32 条の 2       | 第 30 条の 2 第 1 項の      | 第 31 条の規定により読み替えて適用する第 30 条の 2 第 1 項の                                                             |
|                 | 同項第 2 号イ              | 第 31 条の規定より読み替えて適用する同項第 2 号イ                                                                      |
|                 | 同項の                   | 同条の規定により読み替えて適用する同項の                                                                              |
| 第 32 条の 2 第 1 号 | 特定減額前給料月額             | 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額 |
| 第 32 条の 2 第 2 号 | 特定減額前給料月額             | 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額 |
|                 | 第 30 条の 2 第 1 項第 2 号イ | 第 31 条の規定により読み替えて適用する第 30 条の 2 第 1 項第 2 号イ                                                        |
|                 | 及び退職日給料月額             | 並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額  |
|                 | 当該割合                  | 当該第 31 条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合                                                                  |

(退職手当の調整額)

第 32 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（規則第 8 条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同規則第 44 条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち理事長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額（当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額と

する。

- (1) 第 1 号区分 50,000 円
- (2) 第 2 号区分 45,850 円
- (3) 第 3 号区分 41,700 円
- (4) 第 4 号区分 33,350 円
- (5) 第 5 号区分 20,850 円
- (6) 第 6 号区分 16,700 円
- (7) 第 7 号区分 0

2 前項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の等級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が定める。

3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が 24 年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第 1 項第 1 号から第 5 号まで又は第 7 号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第 6 号に掲げる職員の区分にあつては 0 として、同項の規定を適用して計算した額
- (2) 退職した者でその勤続期間が 4 年以下のもの及び傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者でその勤続期間が 10 年以上 24 年以下のもの 前号の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額

4 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付する方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第 32 条の 5 第 30 条第 1 項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第 27 条の 2、第 30 条、第 30 条の 2 及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間 1 年未満の者 100 分の 270
- (2) 勤続期間 1 年以上 2 年未満の者 100 分の 360
- (3) 勤続期間 2 年以上 3 年未満の者 100 分の 450
- (4) 勤続期間 3 年以上 100 分の 540

2 前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

（勤続期間の計算）

第 33 条 退職手当の算出の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第 27 条ただし書きに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前 2 項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前 3 項の規定による在職期間のうち休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数を前 3 項の規定により計算した在職期間から除算する。

（退職手当の一時差止）

第 33 条の 2 理事長は退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に

犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、業務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認められるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

- 2 理事長は、一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反するときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 4 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（退職手当の支給方法）

第34条 第27条から前条までに規定するもののほか、退職手当を受ける者の範囲、退職手当の額及び支給方法その他必要な事項は、吹田市の例により支給する。

（再雇用職員の手当の特例）

第35条 再雇用職員に対しては、扶養手当、住居手当及び退職手当は支給しない。

（委任）

第36条 この規程で定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成3年12月7日から施行する。

（55歳を超える管理職にある職員の特例）

- 2 当分の間、職員（第10条第2項第1号から第3号に規定する職員のうち、その号給がその職務の等級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当っては、当該特定職員が55歳に達した日以後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員になった日以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の等級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び附則第4項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の等級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第4項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額及び管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額及び管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額の合計額）

(3) 期末手当 それぞれ基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこ

れに対する地域手当の月額合計額（第 23 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

- (4) 勤勉手当 それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第 24 条第 3 項において準用する第 23 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 24 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれ基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第 3 項において準用する第 23 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 24 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額）

- (5) 第 26 条第 1 項から第 5 項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第 26 条第 1 項 前各号に定める額

イ 第 26 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 第 26 条第 4 項 第 1 号及び第 2 号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第 26 条第 5 項 第 3 号に定める割合に 100 分の 80 を乗じて得た額

- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

- 4 附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 20 条に規定する勤務 1 時間当りの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、その額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間あたりの勤務時間に 52 を乗じたものから休日の勤務時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

- 5 第 6 条及び第 7 条に定める規定は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日の間適用しない。

附 則（平 4.2.4 規程第 9 号）

この規程は、平成 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平 4.6.9 規程第 11 号）

この規程は、平成 4 年 6 月 10 日から施行する。

附 則（平 4.8.11 規程第 12 号）

この規程は、平成 4 年 8 月 12 日から施行する。

附 則（平 4.12.24 規程第 13 号）

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 20 条については平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 5.12.24 規程第 16 号）

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 16 条第 1 項から第 3 項、及び第 23 条第 2 項については、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 6.12.26 規程第 20 号）

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。（第 23 条第 2 項を除く。）

ただし、第 18 条第 1 項は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 7.12.26 規程第 21 号）

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 18 条第 1 項は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 8.12.25 規程第 23 号）

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 16 条第 2 項は平成 9 年 4 月 1 日から、第 18 条は平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 9.2.28 規程第 24 号）

この規程は、平成 9 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平 9.3.26 規程第 27 号）

この規程は、平成 9 年 4 月 18 日から施行する。

附 則（平 9.12.24 規程第 28 号）

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 18 条第 1 項は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 10.4.24 規程第 29 号）

この規程は、平成 10 年 4 月 24 日から施行する。

附 則（平 10.12.24 規程第 30 号）

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 18 条第 1 項は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 11.12.24 規程第 31 号）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 18 条第 1 項は、平成 12 年 1 月 1 日から、第 23 条第 2 項は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 12.2.25 規程第 32 号）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 12.3.23 規程第 40 号）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 12.12.26 規程第 42 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 12 年 12 月 29 日から施行する。ただし、第 23 条第 2 項及び第 24 条第 2 項の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の財団法人吹田市介護老人保健施設事業団職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の財団法人吹田市介護老人保健施設事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による内払いとみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平 13. 3. 24 規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え等)

- 2 平成 13 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) の前日においてその者が属していた職務の等級が 6 等級であった職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給 (以下「旧号給」という。) に対応する附則別表の新号給欄に定める号給 (以下「新号給」という。) とする。

- 3 前項の規定により号給を決定された職員に対する給与規程第 6 条第 1 項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等の切替え等)

- 4 切替日前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給及び給料月額並びにこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則別表 切替日の前日において職務の等級が 6 等級  
であった職員の号給の切替表

| 旧号給 | 新号旧 |
|-----|-----|
| 1   | 2   |
| 2   | 3   |
| 3   | 4   |
| 4   | 5   |
| 5   | 6   |
| 6   | 7   |
| 7   | 8   |
| 8   | 9   |
| 9   | 1 0 |
| 1 0 | 1 1 |
| 1 1 | 1 2 |
| 1 2 | 1 3 |
| 1 3 | 1 4 |
| 1 4 | 1 5 |
| 1 5 | 1 6 |
| 1 6 | 1 7 |
| 1 7 | 1 8 |
| 1 8 | 1 9 |
| 1 9 | 2 0 |
| 2 0 | 2 1 |
| 2 1 | 2 2 |
| 2 2 | 2 3 |
| 2 3 | 2 4 |

附 則（平 13.12.21 規程第 4 号）

- 1 この規程は、平成 13 年 12 月 21 日から施行する。ただし、財団法人吹田市介護老人保健施設事業団職員給与規程（次項において「給与規程」という。）第 23 条第 2 項の改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 給与規程附則に 4 項を加える改正規定（給与規程附則第 7 項から第 9 項までに係る部分に限る。）による改正後の給与規程の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 14.2.8 規程第 1 号）

この規程は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平 14.12.26 規程第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条第 1 項及び第 2 項、第 24 条第 2 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。  
（職員が受けていた給料月額等の基礎）
- 2 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた給料月額は、改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。  
（平成 15 年 6 月に支給する期末手当に関する経過措置）

- 3 平成 15 年 6 月に支給する期末手当に関する改正後の給与規程第 23 条第 2 項の規定の適用については、同項中「6 箇月以内」とあるのは「3 箇月以内」と、同項第 1 号中「6 箇月とあるのは「3 箇月」と、同項第 2 号中「5 箇月以上 6 箇月未満」とあるのは「2 箇月 15 日以上 3 箇月未満」と、同項第 3 号中「3 箇月以上 5 箇月未満」とあるのは「1 箇月 15 日以上 2 箇月 15 日未満」と、同項第 4 号中「3 箇月未満」とあるのは「1 箇月 15 日未満」とする。

（委 任）

- 4 第 2 項及び第 3 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 15.11.11 規程第 4 号）

（施行期日）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 15.12.1 規程第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 1 項の改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。  
（最高号給を超える給料月額等の切替等）
- 2 この規程の施行の日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることになる期間は、理事長が定める。

（職員が受けていた給料月額等の基礎）

- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた給料月額は、改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。
- （委 任）
- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 16.8.27 規程第 1 号）

（施行期日）

この規程は、平成 16 年 8 月 27 日から施行する。

附 則（平 17.11.1 規程第 2 号）

（施行期日）

この規程は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平 17.12.1 規程第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

- 2 この規程の施行の日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

（職員が受けていた給料月額等の基礎）

- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた給料月額は、第 1 条の規定による改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（委任）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 18.3.23 規程第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（最高号給を超える給料月額等の切替え等）

- 2 平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

（職員が受けていた給料月額等の基礎）

- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた給料月額は、改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（委任）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 19.1.5 規程第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（特定の職務の等級の切替え）

- 2 平成 19 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職務の等級であった職員の切替日における職務の等級（以下「新等級」という。）は、旧等級に対応する同表の新等級欄に定める職務の等級とする。この場合において、同欄に 2 以上の職務の等級が掲げられているときは、理事長が定めるところにより、それらのいずれかの職務の等級とする。

（号給の切替え）

- 3 切替日の前日においてこの規程による改正前の財団法人吹田市介護老人保健施設事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、新等級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（理事長が定める職員にあっては、理事長が定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第 2 に定める号給とする。

（職務の等級における最高の号給を超える給料月額等の切替え）

- 4 切替日の前日において改正前の規程別表第 1 の給料表に定める職務の等級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の号給は、別に定める。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 5 第 2 項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属してい

た職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 19. 3. 29 規程第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 19. 12. 26 規程第 5 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。ただし、第 24 条第 2 項の改正規定は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の財団法人吹田市介護老人保健施設事業団職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の財団法人吹田市介護老人保健施設事業団職員給与規程の規定による内払いとみなす。

（委 任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 20. 3. 31 規程第 1 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 21. 11. 30 規程第 1 号）

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 11. 30 規程第 1 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 23 年 4 月 4 日から施行する。

附 則（平 23. 12. 27 規程第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条及び別表第 3 の規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（職務の等級及び号給の切替え）

- 2 平成 24 年 1 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において第 1 条の規定による改正前の財団法人吹田市介護老人保健施設事業団職員給与規程別表第 2 から別表第 4 までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の等級及び切替日における号給（以下「新号給」という。）は、同条の規定による改正後の財団法人吹田市介護老人保健施設事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定に準じて理事長が定める基準に従い、理事長が定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替え等に伴う経過措置）

- 4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（第 2 条の規定による改正前の財団法人吹

田市介護老人保健施設事業団職員給与規程（平成 18 年規程第 2 号）附則第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項に規定する給料を加算した額）から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げた額）を減じた額に達しないこととなるものには、当該達しないこととなる間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- (1) 切替日から平成 24 年 12 月 31 日まで 100 分の 2
- (2) 平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで 100 分の 4
- (3) 平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで 100 分の 6
- (4) 平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで 100 分の 8
- (5) 平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで 100 分の 10
- (6) 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで 100 分の 12
- (7) 平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで 100 分の 14

5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

（住居手当に関する経過措置）

7 切替日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に限り、改正後の規程第 13 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「12,000 円」とあるのは「7,500 円」と、同項第 2 号中「11,000 円」とあるのは「15,500 円」とする。

8 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に限り、改正後の規程第 13 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「12,000 円」とあるのは「9,500 円」と、同項第 2 号中「11,000 円」とあるのは「13,500 円」とする。

（委 任）

10 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 24.4.11 規程第 2 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

（退職手当に関する経過措置）

2 施行日以後平成 28 年 3 月 31 日までの間に退職した者に対する改正後の規程 32 条の 4 に規定する退職手当の調整額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 施行日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に退職した者 5 分の 1
- (2) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に退職した者 5 分の 2
- (3) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に退職した者 5 分の 3
- (4) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に退職した者 5 分の 4

（委 任）

3 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 25.3.28 規程第 1 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 25.12.27 規程第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 26.2.20 規程第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 平成 26 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団職員給与規程別表第 1（その 2）から別表第 1（その 4）までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、改正後の一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定に準じて理事長が定める基準に従い、理事長が定める。

（給料の切替え等に伴う経過措置）

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額から一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団職員の給料の特例に関する規程（平成 23 年規程第 1 号）に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げた額）を減じて得た額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げた額）を減じた額に達しないこととなるものには、当該達しないこととなる間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- （1）切替日から平成 27 年 3 月 31 日まで 100 分の 2
- （2）平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで 100 分の 4
- （3）平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 100 分の 6
- （4）平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 100 分の 8
- （5）平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 100 分の 10
- （6）平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで 100 分の 12
- （7）平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで 100 分の 14

（委任）

- 4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平 27.3.31 規程第 1 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 29.3.31 規程第 1 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 30.9.28 規程第 1 号）

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令元.9.30 規程第 1 号）

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令 2.9.14 規程第 1 号）

この規程は、令和 2 年 9 月 14 日から施行する。

附 則（令 3.2.10 規程第 1 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4.11.30 規程第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 4 年 11 月 30 日から施行する。

（令和 4 年 12 月に支給する期末手当に関する経過措置）

- 2 令和 4 年 12 月に支給する期末手当に関する改正後の給与規程第 23 条第 2 項の規定の

適用について、同項中「100 分の 110」とあるのは「100 分の 90」とし、同条第 3 項の規定の適用について、同項中「100 分の 55」とあるのは「100 分の 40」とする。

（令和 4 年 12 月に支給する勤勉手当に関する経過措置）

- 3 令和 4 年 12 月に支給する勤勉手当に関する改正後の給与規程第 24 条第 2 項の規定の適用について、同項中「100 分の 67.5」とあるのは「100 分の 40」とし、同条第 3 項の規定の適用について、同項中「100 の 20」とあるのは「100 分の 10」とする。

附 則（令和 4.12.1 規程第 4 号）

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5.9.25 規程第 1 号）

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6.3.4 規程第 1 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6.9.30 規程第 2 号）

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7.2.20 規程第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（暫定再雇用職員の経過措置）

- 2 令和 7 年 3 月 31 日以前に規則第 12 条の 2 又は第 12 条の 3 の規定により採用された再雇用職員（以下「暫定再雇用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再雇用職員が再雇用職員の項に掲げる給料月額のうち、当該暫定再雇用職員の属する等級に応じた額とする。
- 3 暫定再雇用職員のうち、規則第 12 条の 3 に定める短時間勤務の職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、その者の勤務時間を規則第 31 条第 1 項で定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（委任）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和 7.9.25 規程第 3 号）

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1（その1）

## 給 料 表 1

単位：円

| 職務の等級<br>号給 | 1 等級    | 2 等級    | 3 等級    | 4 等級    | 5 等級    |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|             | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 1           | 594,500 | 467,100 | 390,600 | 323,400 | 227,800 |
| 2           | 597,500 | 469,400 | 393,500 | 326,500 | 230,300 |
| 3           | 600,500 | 471,700 | 396,400 | 329,600 | 232,800 |
| 4           | 603,500 | 474,000 | 399,300 | 332,700 | 235,300 |
| 5           | 606,500 | 476,300 | 402,000 | 335,600 | 237,700 |
| 6           | 609,500 | 478,500 | 404,800 | 338,900 | 240,200 |
| 7           | 612,500 | 480,700 | 407,600 | 342,200 | 242,700 |
| 8           | 615,500 | 482,900 | 410,400 | 345,500 | 245,200 |
| 9           | 618,500 | 485,200 | 413,000 | 348,600 | 247,600 |
| 10          | 621,500 | 487,300 | 415,700 | 351,800 | 251,400 |
| 11          | 624,500 | 489,400 | 418,400 | 355,000 | 255,200 |
| 12          | 627,500 | 491,500 | 421,100 | 358,200 | 259,000 |
| 13          | 630,500 | 493,600 | 423,600 | 361,300 | 262,600 |
| 14          | 633,500 | 495,700 | 426,100 | 365,000 | 266,600 |
| 15          | 636,500 | 497,800 | 428,600 | 368,700 | 270,600 |
| 16          | 639,500 | 499,900 | 431,100 | 372,400 | 274,600 |
| 17          | 642,500 | 502,000 | 433,400 | 376,000 | 278,500 |
| 18          | 645,500 | 504,000 | 435,800 | 378,800 | 282,500 |
| 19          | 648,500 | 506,000 | 438,200 | 381,600 | 286,500 |
| 20          | 651,500 | 508,000 | 440,600 | 384,400 | 290,500 |
| 21          | 654,500 | 509,800 | 442,900 | 387,300 | 294,300 |
| 22          | 657,500 | 511,700 | 445,300 | 389,900 | 297,900 |
| 23          | 660,500 | 513,600 | 447,700 | 392,500 | 301,500 |
| 24          | 663,500 | 515,500 | 450,100 | 395,100 | 305,100 |
| 25          | 666,500 | 517,200 | 452,400 | 397,500 | 308,800 |
| 26          | 669,500 | 519,000 | 454,700 | 399,800 | 312,600 |
| 27          | 672,500 | 520,800 | 457,000 | 402,100 | 316,300 |
| 28          | 675,500 | 522,600 | 459,300 | 404,400 | 320,000 |
| 29          | 678,500 | 524,500 | 461,500 | 406,800 | 323,600 |
| 30          | 681,500 | 526,300 | 463,800 | 408,900 | 326,500 |
| 31          | 684,500 | 528,100 | 466,100 | 411,000 | 329,300 |
| 32          | 687,500 | 529,900 | 468,400 | 413,100 | 332,100 |
| 33          | 690,500 | 531,700 | 470,500 | 415,300 | 335,000 |
| 34          | 693,500 | 533,500 | 472,600 | 417,300 | 337,400 |
| 35          | 696,500 | 535,300 | 474,700 | 419,300 | 339,800 |
| 36          | 699,500 | 537,100 | 476,800 | 421,300 | 342,200 |
| 37          | 702,500 | 538,800 | 478,900 | 423,400 | 344,600 |
| 38          | 705,500 | 540,700 | 480,700 | 425,400 | 347,100 |
| 39          | 708,500 | 542,600 | 482,500 | 427,400 | 349,600 |
| 40          | 711,500 | 544,500 | 484,300 | 429,400 | 352,100 |
| 41          | 714,500 | 546,500 | 486,000 | 431,500 | 354,500 |
| 42          | 717,500 | 548,500 | 487,800 | 433,300 | 356,900 |
| 43          | 720,500 | 550,500 | 489,600 | 435,100 | 359,300 |
| 44          | 723,500 | 552,500 | 491,400 | 436,900 | 361,700 |
| 45          | 726,500 | 554,300 | 493,000 | 438,800 | 364,000 |
| 46          | 729,500 | 556,200 | 494,800 | 440,600 | 365,500 |
| 47          | 732,500 | 558,100 | 496,600 | 442,400 | 367,000 |
| 48          | 735,500 | 560,000 | 498,400 | 444,200 | 368,500 |
| 49          | 738,500 | 562,000 | 500,000 | 446,100 | 370,100 |
| 50          |         | 563,700 | 501,300 | 447,900 | 371,600 |

|    |  |         |         |         |         |
|----|--|---------|---------|---------|---------|
| 51 |  | 565,400 | 502,600 | 449,700 | 373,100 |
| 52 |  | 567,100 | 503,900 | 451,500 | 374,600 |
| 53 |  | 568,800 | 505,200 | 453,400 | 375,900 |
| 54 |  | 570,500 | 506,500 | 454,600 | 376,900 |
| 55 |  | 572,200 | 507,800 | 455,800 | 377,900 |
| 56 |  | 573,900 | 509,100 | 457,000 | 378,900 |
| 57 |  | 575,600 | 510,300 | 458,200 | 380,000 |
| 58 |  | 577,300 | 511,200 | 459,200 | 380,900 |
| 59 |  | 579,000 | 512,100 | 460,200 | 381,800 |
| 60 |  | 580,700 | 513,000 | 461,200 | 382,700 |
| 61 |  | 582,400 | 513,900 | 462,100 | 383,700 |
| 62 |  | 584,100 | 514,800 | 462,800 | 384,600 |
| 63 |  | 585,800 | 515,700 | 463,500 | 385,500 |
| 64 |  | 587,500 | 516,600 | 464,200 | 386,400 |
| 65 |  | 589,200 | 517,500 | 464,900 | 387,300 |
| 66 |  | 590,900 | 518,400 | 465,600 | 387,800 |
| 67 |  | 592,600 | 519,300 | 466,300 | 388,300 |
| 68 |  | 594,300 | 520,200 | 467,000 | 388,800 |
| 69 |  | 596,000 | 521,100 | 467,500 | 389,100 |
| 70 |  | 597,700 | 522,000 | 468,200 |         |
| 71 |  | 599,400 | 522,900 | 468,900 |         |
| 72 |  | 601,100 | 523,800 | 469,600 |         |
| 73 |  | 602,800 | 524,600 | 470,100 |         |
| 74 |  | 604,500 | 525,500 |         |         |
| 75 |  | 606,200 | 526,400 |         |         |
| 76 |  | 607,900 | 527,300 |         |         |
| 77 |  | 609,600 | 528,100 |         |         |
| 78 |  |         | 529,000 |         |         |
| 79 |  |         | 529,900 |         |         |
| 80 |  |         | 530,800 |         |         |
| 81 |  |         | 531,600 |         |         |
| 82 |  |         | 532,500 |         |         |
| 83 |  |         | 533,400 |         |         |
| 84 |  |         | 534,300 |         |         |
| 85 |  |         | 535,100 |         |         |
| 86 |  |         | 536,000 |         |         |
| 87 |  |         | 536,900 |         |         |
| 88 |  |         | 537,800 |         |         |
| 89 |  |         | 538,600 |         |         |

この表は、医師（非常勤医師を除く）について適用する。

別表第1（その2）

給 料 表 2

単位：円

| 職務の等級<br>号給 | 1 等級    | 2 等級    | 3 等級    | 4 等級    | 5 等級    | 6 等級    | 7 等級    |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|             | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 1           | 374,200 | 347,100 | 309,000 | 281,000 | 250,100 | 215,000 | 163,200 |
| 2           | 376,900 | 349,400 | 311,300 | 283,100 | 252,100 | 216,900 | 163,200 |
| 3           | 379,600 | 351,600 | 313,600 | 285,300 | 254,000 | 218,700 | 163,200 |
| 4           | 382,300 | 353,900 | 315,900 | 287,400 | 256,000 | 220,500 | 163,200 |
| 5           | 385,000 | 356,000 | 318,300 | 289,600 | 258,000 | 222,100 | 163,200 |
| 6           | 387,700 | 358,200 | 320,600 | 291,700 | 260,000 | 223,900 | 163,200 |
| 7           | 390,400 | 360,500 | 322,900 | 293,800 | 262,000 | 225,800 | 163,200 |
| 8           | 393,100 | 362,800 | 325,200 | 296,000 | 264,000 | 227,500 | 163,200 |
| 9           | 395,700 | 364,800 | 327,600 | 298,100 | 266,000 | 229,100 | 163,200 |
| 10          | 398,400 | 367,100 | 329,900 | 300,200 | 268,000 | 231,000 | 163,200 |
| 11          | 401,100 | 369,400 | 332,200 | 302,400 | 270,000 | 232,700 | 163,200 |
| 12          | 403,900 | 371,600 | 334,500 | 304,500 | 272,000 | 234,500 | 163,200 |
| 13          | 406,500 | 373,700 | 336,900 | 306,700 | 274,000 | 236,300 | 163,200 |
| 14          | 409,200 | 376,000 | 339,200 | 308,600 | 276,000 | 238,100 | 163,200 |
| 15          | 411,900 | 378,200 | 341,600 | 310,700 | 278,000 | 239,800 | 163,200 |
| 16          | 414,600 | 380,500 | 344,000 | 312,700 | 280,100 | 241,600 | 163,200 |
| 17          | 417,200 | 382,200 | 346,100 | 314,800 | 282,100 | 243,300 | 163,200 |
| 18          | 420,000 | 384,300 | 348,400 | 316,900 | 284,100 | 245,300 | 163,200 |
| 19          | 422,700 | 386,300 | 350,700 | 318,900 | 286,100 | 247,200 | 163,200 |
| 20          | 425,400 | 388,300 | 353,000 | 321,000 | 288,100 | 249,100 | 163,200 |
| 21          | 427,900 | 390,200 | 355,400 | 322,800 | 290,100 | 250,900 | 164,200 |
| 22          | 430,600 | 392,100 | 357,900 | 324,800 | 292,100 | 252,800 | 165,900 |
| 23          | 433,300 | 394,000 | 360,400 | 326,800 | 294,100 | 254,600 | 167,500 |
| 24          | 436,100 | 396,000 | 362,900 | 328,700 | 296,100 | 256,400 | 169,100 |
| 25          | 438,500 | 397,700 | 365,300 | 330,600 | 298,000 | 258,300 | 170,800 |
| 26          | 440,600 | 399,400 | 367,400 | 332,400 | 300,000 | 260,100 | 172,400 |
| 27          | 442,700 | 401,200 | 369,500 | 334,300 | 302,000 | 261,900 | 174,100 |
| 28          | 444,800 | 403,000 | 371,700 | 336,100 | 304,000 | 263,800 | 175,700 |
| 29          | 446,900 | 404,800 | 373,500 | 338,000 | 305,900 | 265,600 | 177,300 |
| 30          | 448,200 | 406,400 | 375,300 | 339,800 | 307,900 | 267,400 | 179,000 |
| 31          | 449,500 | 408,000 | 377,100 | 341,600 | 309,900 | 269,300 | 180,600 |
| 32          | 450,800 |         | 378,800 | 343,500 | 311,900 | 271,100 | 182,300 |
| 33          | 451,900 |         | 380,600 | 345,400 | 313,600 | 272,800 | 183,900 |
| 34          | 453,200 |         | 382,200 | 347,300 | 315,500 | 274,600 | 185,500 |
| 35          | 454,500 |         | 384,000 | 349,200 | 317,500 | 276,400 | 187,200 |
| 36          | 455,800 |         | 385,800 | 351,000 | 319,500 | 278,300 | 188,800 |
| 37          | 457,000 |         | 387,500 | 352,500 | 321,300 | 279,900 | 190,500 |
| 38          | 457,900 |         | 388,900 | 354,200 | 323,200 | 281,600 | 192,100 |
| 39          | 459,000 |         | 390,400 | 355,900 | 325,100 | 283,400 | 193,700 |
| 40          | 460,000 |         | 391,900 | 357,400 | 327,000 | 285,100 | 195,400 |
| 41          | 461,100 |         | 393,300 | 359,100 | 328,900 | 286,900 | 197,000 |
| 42          |         |         | 394,500 | 360,400 | 330,700 | 288,600 | 198,700 |
| 43          |         |         |         | 361,900 | 332,500 | 290,200 | 200,300 |
| 44          |         |         |         | 363,400 | 334,300 | 291,900 | 201,900 |
| 45          |         |         |         | 364,900 |         | 293,500 | 203,600 |
| 46          |         |         |         | 366,000 |         | 295,100 | 205,200 |
| 47          |         |         |         | 367,100 |         | 296,800 | 206,900 |
| 48          |         |         |         |         |         | 298,400 | 208,500 |
| 49          |         |         |         |         |         | 299,700 | 210,100 |
| 50          |         |         |         |         |         | 301,200 | 211,800 |
| 51          |         |         |         |         |         | 302,800 | 213,400 |

|       |         |         |         |         |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 52    |         |         |         |         |         | 304,300 | 215,100 |
| 53    |         |         |         |         |         |         | 216,700 |
| 54    |         |         |         |         |         |         | 218,300 |
| 55    |         |         |         |         |         |         | 220,000 |
| 56    |         |         |         |         |         |         | 221,600 |
| 57    |         |         |         |         |         |         | 223,300 |
| 58    |         |         |         |         |         |         | 224,900 |
| 59    |         |         |         |         |         |         | 226,500 |
| 60    |         |         |         |         |         |         | 228,200 |
| 61    |         |         |         |         |         |         | 229,800 |
| 62    |         |         |         |         |         |         | 230,400 |
| 63    |         |         |         |         |         |         | 231,900 |
| 64    |         |         |         |         |         |         | 233,300 |
| 65    |         |         |         |         |         |         | 234,800 |
| 66    |         |         |         |         |         |         | 236,200 |
| 67    |         |         |         |         |         |         | 237,700 |
| 68    |         |         |         |         |         |         | 239,200 |
| 69    |         |         |         |         |         |         | 240,500 |
| 70    |         |         |         |         |         |         | 242,100 |
| 71    |         |         |         |         |         |         | 243,600 |
| 72    |         |         |         |         |         |         | 245,200 |
| 73    |         |         |         |         |         |         | 246,500 |
| 74    |         |         |         |         |         |         | 247,900 |
| 75    |         |         |         |         |         |         | 249,200 |
| 再雇用職員 | 391,500 | 357,800 | 332,600 | 296,700 | 265,200 | 248,500 | 206,900 |

この表は、理学療法士、作業療法士、栄養士について適用する。

別表第1（その3）

## 給 料 表 3

単位：円

| 職務の等級<br>号給 | 1 等級    | 2 等級    | 3 等級    | 4 等級    | 5 等級    | 6 等級    | 7 等級    |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|             | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 1           | 352,700 | 329,400 | 289,000 | 272,400 | 250,100 | 215,000 | 163,200 |
| 2           | 355,400 | 331,600 | 291,400 | 274,600 | 252,100 | 216,900 | 163,200 |
| 3           | 358,100 | 333,900 | 293,800 | 276,700 | 254,000 | 218,700 | 163,200 |
| 4           | 360,800 | 336,200 | 296,200 | 278,900 | 256,000 | 220,500 | 163,200 |
| 5           | 363,400 | 338,200 | 298,600 | 281,000 | 258,000 | 222,100 | 163,200 |
| 6           | 366,100 | 340,500 | 301,000 | 283,100 | 260,000 | 223,900 | 163,200 |
| 7           | 368,900 | 342,800 | 303,400 | 285,300 | 262,000 | 225,800 | 163,200 |
| 8           | 371,600 | 345,000 | 305,800 | 287,400 | 264,000 | 227,500 | 163,200 |
| 9           | 374,200 | 347,100 | 308,200 | 289,600 | 266,000 | 229,100 | 163,200 |
| 10          | 376,900 | 349,400 | 310,500 | 291,700 | 268,000 | 231,000 | 163,200 |
| 11          | 379,600 | 351,600 | 312,900 | 293,800 | 270,000 | 232,700 | 163,200 |
| 12          | 382,300 | 353,900 | 315,300 | 296,000 | 272,000 | 234,500 | 163,200 |
| 13          | 385,000 | 356,000 | 317,700 | 298,100 | 274,000 | 236,300 | 163,200 |
| 14          | 387,700 | 358,200 | 320,100 | 300,200 | 276,000 | 238,100 | 163,200 |
| 15          | 390,400 | 360,500 | 322,500 | 302,400 | 278,000 | 239,800 | 163,200 |
| 16          | 393,100 | 362,800 | 324,900 | 304,500 | 280,100 | 241,600 | 163,200 |
| 17          | 395,700 | 364,800 | 327,300 | 306,700 | 282,100 | 243,300 | 163,200 |
| 18          | 398,400 | 367,100 | 329,700 | 308,600 | 284,100 | 245,300 | 163,200 |
| 19          | 401,100 | 369,400 | 332,100 | 310,700 | 286,100 | 247,200 | 163,200 |
| 20          | 403,900 | 371,600 | 334,500 | 312,700 | 288,100 | 249,100 | 163,200 |
| 21          | 406,500 | 373,700 | 336,900 | 314,800 | 290,100 | 250,900 | 164,200 |
| 22          | 409,200 | 376,000 | 339,200 | 316,900 | 292,100 | 252,800 | 165,900 |
| 23          | 411,900 | 378,200 | 341,600 | 318,900 | 294,100 | 254,600 | 167,500 |
| 24          | 414,600 | 380,500 | 344,000 | 321,000 | 296,100 | 256,400 | 169,100 |
| 25          | 417,200 | 382,200 | 346,100 | 322,800 | 298,000 | 258,300 | 170,800 |
| 26          | 420,000 | 384,300 | 348,400 | 324,800 | 300,000 | 260,100 | 172,400 |
| 27          | 422,700 | 386,300 | 350,700 | 326,800 | 302,000 | 261,900 | 174,100 |
| 28          | 425,400 | 388,300 | 353,000 | 328,700 | 304,000 | 263,800 | 175,700 |
| 29          | 427,900 | 390,200 | 355,400 | 330,600 | 305,900 | 265,600 | 177,300 |
| 30          | 430,600 | 392,100 | 357,900 | 332,400 | 307,900 | 267,400 | 179,000 |
| 31          | 433,300 | 394,000 | 360,400 | 334,300 | 309,900 | 269,300 | 180,600 |
| 32          | 436,100 | 396,000 | 362,900 | 336,100 | 311,900 | 271,100 | 182,300 |
| 33          | 438,500 | 397,700 | 365,300 | 338,000 | 313,600 | 272,800 | 183,900 |
| 34          | 440,600 | 399,400 | 367,400 | 339,800 | 315,500 | 274,600 | 185,500 |
| 35          | 442,700 | 401,200 | 369,500 | 341,600 | 317,500 | 276,400 | 187,200 |
| 36          | 444,800 | 403,000 | 371,700 | 343,500 | 319,500 | 278,300 | 188,800 |
| 37          | 446,900 | 404,800 | 373,800 | 345,400 | 321,300 | 279,900 | 190,500 |
| 38          | 448,200 | 406,400 | 375,300 | 347,300 | 323,200 | 281,600 | 192,100 |
| 39          | 449,500 | 408,000 | 377,100 | 349,200 | 325,100 | 283,400 | 193,700 |
| 40          | 450,800 |         | 378,800 | 351,000 | 327,000 | 285,100 | 195,400 |
| 41          | 451,900 |         | 380,600 | 352,500 | 328,900 | 286,900 | 197,000 |
| 42          |         |         | 382,200 | 354,200 | 330,700 | 288,600 | 198,700 |
| 43          |         |         | 384,000 | 355,900 | 332,500 | 290,200 | 200,300 |
| 44          |         |         | 385,800 | 357,400 | 334,300 | 291,900 | 201,900 |
| 45          |         |         | 387,500 | 359,100 |         | 293,500 | 203,600 |
| 46          |         |         | 388,900 | 360,400 |         | 295,100 | 205,200 |
| 47          |         |         | 390,400 | 361,900 |         | 296,800 | 206,900 |

|       |          |          |          |          |          |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 48    |          |          | 391, 900 | 363, 400 |          | 298, 400 | 208, 500 |
| 49    |          |          | 393, 300 | 364, 900 |          | 299, 700 | 210, 100 |
| 50    |          |          | 394, 500 | 366, 000 |          | 301, 200 | 211, 800 |
| 51    |          |          |          | 367, 100 |          | 302, 800 | 213, 400 |
| 52    |          |          |          |          |          | 304, 300 | 215, 100 |
| 53    |          |          |          |          |          |          | 216, 700 |
| 54    |          |          |          |          |          |          | 218, 300 |
| 55    |          |          |          |          |          |          | 220, 000 |
| 56    |          |          |          |          |          |          | 221, 600 |
| 57    |          |          |          |          |          |          | 223, 300 |
| 58    |          |          |          |          |          |          | 224, 900 |
| 59    |          |          |          |          |          |          | 226, 500 |
| 60    |          |          |          |          |          |          | 228, 200 |
| 61    |          |          |          |          |          |          | 229, 800 |
| 62    |          |          |          |          |          |          | 230, 400 |
| 63    |          |          |          |          |          |          | 231, 900 |
| 64    |          |          |          |          |          |          | 233, 300 |
| 65    |          |          |          |          |          |          | 234, 800 |
| 66    |          |          |          |          |          |          | 236, 200 |
| 67    |          |          |          |          |          |          | 237, 700 |
| 68    |          |          |          |          |          |          | 239, 200 |
| 69    |          |          |          |          |          |          | 240, 500 |
| 70    |          |          |          |          |          |          | 242, 100 |
| 71    |          |          |          |          |          |          | 243, 600 |
| 72    |          |          |          |          |          |          | 245, 200 |
| 73    |          |          |          |          |          |          | 246, 500 |
| 74    |          |          |          |          |          |          | 247, 900 |
| 75    |          |          |          |          |          |          | 249, 200 |
| 76    |          |          |          |          |          |          | 250, 600 |
| 77    |          |          |          |          |          |          | 251, 900 |
| 78    |          |          |          |          |          |          | 253, 200 |
| 79    |          |          |          |          |          |          | 254, 600 |
| 80    |          |          |          |          |          |          | 255, 900 |
| 81    |          |          |          |          |          |          | 257, 200 |
| 再雇用職員 | 391, 500 | 357, 800 | 332, 600 | 296, 700 | 265, 200 | 248, 500 | 206, 900 |

この表は、看護師、准看護師について適用する。

別表第1（その4）

## 給 料 表 4

単位：円

| 職務の等級<br>号給 | 1 等級    | 2 等級    | 3 等級    | 4 等級    | 5 等級    | 6 等級    | 7 等級    |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|             | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 1           | 406,500 | 373,700 | 336,900 | 298,100 | 250,100 | 215,000 | 163,200 |
| 2           | 409,200 | 376,000 | 339,200 | 300,200 | 252,100 | 216,900 | 163,200 |
| 3           | 411,900 | 378,200 | 341,600 | 302,400 | 254,000 | 218,700 | 163,200 |
| 4           | 414,600 | 380,500 | 344,000 | 304,500 | 256,000 | 220,500 | 163,200 |
| 5           | 417,200 | 382,200 | 346,100 | 306,700 | 258,000 | 222,100 | 163,200 |
| 6           | 420,000 | 384,300 | 348,400 | 308,600 | 260,000 | 223,900 | 163,200 |
| 7           | 422,700 | 386,300 | 350,700 | 310,700 | 262,000 | 225,800 | 163,200 |
| 8           | 425,400 | 388,300 | 353,000 | 312,700 | 264,000 | 227,500 | 163,200 |
| 9           | 427,900 | 390,200 | 355,400 | 314,800 | 266,000 | 229,100 | 163,200 |
| 10          | 430,600 | 392,100 | 357,900 | 316,900 | 268,000 | 231,000 | 163,200 |
| 11          | 433,300 | 394,000 | 360,400 | 318,900 | 270,000 | 232,700 | 163,200 |
| 12          | 436,100 | 396,000 | 362,900 | 321,000 | 272,000 | 234,500 | 163,200 |
| 13          | 438,500 | 397,700 | 365,300 | 322,800 | 274,000 | 236,300 | 163,200 |
| 14          | 440,600 | 399,400 | 367,400 | 324,800 | 276,000 | 238,100 | 163,200 |
| 15          | 442,700 | 401,200 | 369,500 | 326,800 | 278,000 | 239,800 | 163,200 |
| 16          | 444,800 | 403,000 | 371,700 | 328,700 | 280,100 | 241,600 | 163,200 |
| 17          | 446,900 | 404,800 | 373,500 | 330,600 | 282,100 | 243,300 | 163,200 |
| 18          | 448,200 | 406,400 | 375,300 | 332,400 | 284,100 | 245,300 | 163,200 |
| 19          | 449,500 | 408,000 | 377,100 | 334,300 | 286,100 | 247,200 | 163,200 |
| 20          | 450,800 |         | 378,800 | 336,100 | 288,100 | 249,100 | 163,200 |
| 21          | 451,900 |         | 380,600 | 338,000 | 290,100 | 250,900 | 163,200 |
| 22          | 453,200 |         | 382,200 | 339,800 | 292,100 | 252,800 | 163,200 |
| 23          | 454,500 |         | 384,000 | 341,600 | 294,100 | 254,600 | 163,200 |
| 24          | 455,800 |         | 385,800 | 343,500 | 296,100 | 256,400 | 163,200 |
| 25          | 457,000 |         | 387,500 | 345,400 | 298,000 | 258,300 | 164,200 |
| 26          | 457,900 |         | 388,900 | 347,300 | 300,000 | 260,100 | 165,900 |
| 27          | 459,000 |         | 390,400 | 349,200 | 302,000 | 261,900 | 167,500 |
| 28          | 460,000 |         |         | 351,000 | 304,000 | 263,800 | 169,100 |
| 29          | 461,100 |         |         | 352,500 | 305,900 | 265,600 | 170,800 |
| 30          |         |         |         | 354,200 | 307,900 | 267,400 | 172,400 |
| 31          |         |         |         | 355,900 | 309,900 | 269,300 | 174,100 |
| 32          |         |         |         | 357,400 | 311,900 | 271,100 | 175,700 |
| 33          |         |         |         | 359,100 | 313,600 | 272,800 | 177,300 |
| 34          |         |         |         | 360,400 | 315,500 | 274,600 | 179,000 |
| 35          |         |         |         | 361,900 | 317,500 | 276,400 | 180,600 |
| 36          |         |         |         |         | 319,500 | 278,300 | 182,300 |
| 37          |         |         |         |         | 321,300 | 279,900 | 183,900 |
| 38          |         |         |         |         | 323,200 | 281,600 | 185,500 |
| 39          |         |         |         |         | 325,100 | 283,400 | 187,200 |
| 40          |         |         |         |         | 327,000 | 285,100 | 188,800 |
| 41          |         |         |         |         |         | 286,900 | 190,500 |
| 42          |         |         |         |         |         | 288,600 | 192,100 |
| 43          |         |         |         |         |         | 290,200 | 193,700 |
| 44          |         |         |         |         |         | 291,900 | 195,400 |
| 45          |         |         |         |         |         | 293,500 | 197,000 |
| 46          |         |         |         |         |         | 295,100 | 198,700 |
| 47          |         |         |         |         |         | 296,800 | 200,300 |
| 48          |         |         |         |         |         | 298,400 | 201,900 |

|       |         |         |         |         |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 49    |         |         |         |         |         |         | 203,600 |
| 50    |         |         |         |         |         |         | 205,200 |
| 51    |         |         |         |         |         |         | 206,900 |
| 52    |         |         |         |         |         |         | 208,500 |
| 53    |         |         |         |         |         |         | 210,100 |
| 54    |         |         |         |         |         |         | 211,800 |
| 55    |         |         |         |         |         |         | 213,400 |
| 56    |         |         |         |         |         |         | 215,100 |
| 57    |         |         |         |         |         |         | 216,700 |
| 58    |         |         |         |         |         |         | 218,300 |
| 59    |         |         |         |         |         |         | 220,000 |
| 60    |         |         |         |         |         |         | 221,600 |
| 61    |         |         |         |         |         |         | 223,300 |
| 62    |         |         |         |         |         |         | 224,900 |
| 63    |         |         |         |         |         |         | 226,500 |
| 64    |         |         |         |         |         |         | 228,200 |
| 65    |         |         |         |         |         |         | 229,800 |
| 66    |         |         |         |         |         |         | 230,400 |
| 67    |         |         |         |         |         |         | 231,900 |
| 68    |         |         |         |         |         |         | 233,300 |
| 69    |         |         |         |         |         |         | 234,800 |
| 70    |         |         |         |         |         |         | 236,200 |
| 71    |         |         |         |         |         |         | 237,700 |
| 72    |         |         |         |         |         |         | 239,200 |
| 73    |         |         |         |         |         |         | 240,500 |
| 74    |         |         |         |         |         |         | 242,100 |
| 75    |         |         |         |         |         |         | 243,600 |
| 再雇用職員 | 391,500 | 357,800 | 332,600 | 296,700 | 265,200 | 248,500 | 206,900 |

この表は、事務職員、介護職員、支援相談員について適用する。

別表第 2

初任給基準表 1

| 職 種 | 学歴免許等  | 初任給 |     |
|-----|--------|-----|-----|
|     |        | 等 級 | 号 給 |
| 医 師 | 新大 6 卒 | 5   | 1   |

初任給基準表 2

| 職 種            | 学歴免許等  | 初任給 |     |
|----------------|--------|-----|-----|
|                |        | 等 級 | 号 給 |
| 理学療法士<br>作業療法士 | 大学卒    | 7   | 3 3 |
|                | 短大 3 卒 | 7   | 2 9 |
| 栄養士            | 大学卒    | 7   | 3 3 |
|                | 短大卒    | 7   | 2 5 |

初任給基準表 3

| 職 種  | 学歴免許等        | 初任給 |     |
|------|--------------|-----|-----|
|      |              | 等 級 | 号 給 |
| 看護師  | 短大 3 卒       | 7   | 3 3 |
|      | 短大 2 卒       | 7   | 2 9 |
| 准看護師 | 准看護師<br>養成所卒 | 7   | 1 7 |

初任給基準表 4

| 学 歴 | 初任給 |     |
|-----|-----|-----|
|     | 等 級 | 号 給 |
| 大学卒 | 7   | 3 3 |
| 短大卒 | 7   | 2 5 |
| 高校卒 | 7   | 1 7 |
| 中学卒 | 7   | 5   |

この表の適用を受ける職員の職種は、事務職員、介護職員、支援相談員とする。

## 別表第3

## 介護老人保健施設従事者特殊勤務手当

| 区 分                   | 種類及び基準                                                                                       | 金 額                                                                                                                                                                               |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 施設療養に係る<br>診療及び研究手当 | 医師（施設管理者）に限る。<br>月 額                                                                         | 70,000円                                                                                                                                                                           |
| ② 主任手当                | 月 額                                                                                          | 6,000円                                                                                                                                                                            |
| ③ 緊急時治療管理<br>手当       | 救命救急医療が必要な入所者等に対し<br>て応急的な治療管理業務に従事したとき<br>（医師に限る。）<br>1 回につき                                | 3,000円                                                                                                                                                                            |
| ④ 宿日直診療勤務<br>手当       | 医師が宿日直の診療勤務に従事したとき<br>勤務 1 回につき                                                              | 14,000円以内                                                                                                                                                                         |
| ⑤ 夜間看護手当              | 正規の勤務時間による勤務の一部又は<br>全部が深夜（午後10時から翌日の午前<br>5時までの間をいう。）において行わ<br>れる看護等の業務に従事したとき<br>勤務 1 回につき | (1) その勤務時間が全部を<br>含む勤務である場合 6,800円<br>(2) その勤務時間が深夜の<br>一部を含む勤務である場合<br>深夜における勤務時間が<br>4時間以上である場合に<br>あつては3,300円、2時間<br>以上4時間未満の場合に<br>あつては2,900円、2時間<br>未満の場合にあつては<br>2,000円とする。 |
| ⑥ 突発事故等緊急<br>呼出し勤務    | 1 回につき                                                                                       | 4,500円                                                                                                                                                                            |

## 別表第4

昇給基準表（給料表 2）

|                    |      | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級  | 5等級 | 6等級 |     | 7等級 |   |   |
|--------------------|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|---|---|
|                    |      | 部長  | 次長  | 課長  | 課長代理 | 係長  | 主任  | 副主任 | 係員  |   |   |
| 初任給<br>(号給)        | 短大卒  | -   | -   | -   | -    | -   | -   | -   | 25  |   |   |
|                    | 短大3卒 |     |     |     |      |     |     |     | 29  |   |   |
|                    | 大学卒  |     |     |     |      |     |     |     | 33  |   |   |
| 4号給昇給の上限号給<br>(号給) |      |     |     | -   | -    | -   | -   | -   | 65  |   |   |
| 4号給昇給の可能な年数<br>(年) |      |     |     |     |      |     |     |     | 5   | - | - |
| 2号給昇給の可能な年数<br>(年) |      |     |     |     |      |     |     |     |     |   |   |
| 給料表の上限号給 (号給)      |      | 41  | 31  | 42  | 47   | 44  | 52  | 45  | 75  |   |   |

昇給基準表（給料表 3）

|                    |      | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級  | 5等級 | 6等級 |     | 7等級 |   |   |
|--------------------|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|---|---|
|                    |      | 部長  | 次長  | 課長  | 課長代理 | 係長  | 主任  | 副主任 | 係員  |   |   |
| 初任給<br>（号給）        | 准看護師 | -   | -   | -   | -    | -   | -   | -   | 17  |   |   |
|                    | 短大卒  |     |     |     |      |     |     |     | 29  |   |   |
|                    | 短大3卒 |     |     |     |      |     |     |     | 33  |   |   |
| 4号給昇給の上限号給<br>（号給） |      |     |     | -   | -    | -   | -   | -   | 65  |   |   |
| 4号給昇給の可能な年数<br>（年） |      |     |     |     |      |     |     |     | 5   | - | - |
| 2号給昇給の可能な年数<br>（年） |      |     |     |     |      |     |     |     |     |   |   |
| 給料表の上限号給（号給）       |      | 41  | 39  | 50  | 51   | 44  | 52  | 46  | 81  |   |   |

昇給基準表（給料表 4）

|                    |     | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級  | 5等級 | 6等級 |     | 7等級 |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
|                    |     | 部長  | 次長  | 課長  | 課長代理 | 係長  | 主任  | 副主任 | 係員  |
| 初任給<br>(号給)        | 中学卒 | -   | -   | -   | -    | -   | -   | -   | 5   |
|                    | 高校卒 |     |     |     |      |     |     |     | 17  |
|                    | 短大卒 |     |     |     |      |     |     |     | 25  |
|                    | 大学卒 |     |     |     |      |     |     |     | 33  |
| 4号給昇給の上限号給<br>(号給) |     |     |     |     |      |     |     |     |     |
| 4号給昇給の可能な年数<br>(年) |     |     |     | -   | -    | -   | -   | 5   |     |
| 2号給昇給の可能な年数<br>(年) |     |     |     | 5   | 5    | 5   | 5   | -   |     |
| 給料表の上限号給 (号給)      |     | 29  | 19  | 27  | 35   | 40  | 48  | 41  | 75  |

- 1 7等級の職員が昇給によって4号給昇給の上限号給を超えるときは、66号給とする。
- 2 上記に定める号給以外の昇給は1号給とする。
- 3 2等級から6等級（主任）に昇格する場合において、昇格前に受けていた等級に定める4号給又は2号給昇給の可能な年数に残数がある場合には、その残年数がなくなるまで持ち越すことができるものとする。